

## 「痛みの実態」

林 隆司

竹中平蔵氏と小泉元首相が推進した「構造改革」によって生まれたものに「格差問題」がある。この問題の一つに「所得・雇用格差」があり、これを象徴する言葉として「ネットカフェ難民」や「ワーキングプア」がある。今回はこの内の「ワーキングプア」について考えたい。ワーキングプアとは、最低賃金や生活保護水準以下の収入しか得られない労働者の事を言い「働く貧困層」とも言われ、その数は日本の人口の10分の1に及ぶという。その主な原因としては労働法制の緩和による、非正規雇用の増加に伴う賃金水準の低下が挙げられる。

先日、厚生労働省の有識者会議「生活扶助基準に関する検討会」は生活保護の水準の見直しを求める最終報告書をまとめ、その報告書の中で生活保護のうち生活費にあたる「生活扶助」の水準が、低所得世帯の一般的な生活費よりも「高め」だと指摘した。これに伴い舛添厚生労働大臣は来年度からの生活保護水準の引き下げを明言した。

数字だけを比べれば、生活保護水準は低所得世帯の収入より高いのだろうが、その「高い」とされている金額は「60歳以上の単身世帯」の場合は生活扶助世帯が月7万1209円であるのに対し、低所得世帯が6万2831円であり、また、「夫婦・子一人世帯」でも、生活扶助が月15万408円、低所得世帯が14万8781円である。つまり、実際のところは生活保護水準が「高い」のではなく、低所得世帯の所得が「低い」のである。

生活保護は憲法第25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と規定される生存権を制度化したものであり、「最後のセーフティーネット」と言われている。この水準を引き下げ、すなわち生活保護の金額を下げることによって、数字上のみで「ワーキングプア」は減少し、また、連合などの労働団体が生活保護水準を基準として引き上げを要求している「最低賃金の引き上げ」も幅が小さくなる事が考えられる。しかし数字上だけ「ワーキングプア」を解消しても問題自体が解決されないのは明らかである。

昨今の原油高や穀物等の高騰に伴い、今、様々な物価が上昇している。生活実感として、生活保護水準は引き上げこそすれ、引き下げるべきではない。金額としては、月に3万円程度上がっても良いのではないだろうか。また、引き上げた生活保護水準を基準として、現在最高でも700円弱の最低賃金を1000円程度まで引き上げ「ワーキングプア」の解消に努めるべきである。

小泉元首相は「痛みを伴う構造改革」とのスローガンを掲げた。今述べた問題はこの「痛み」の部分に他ならない。政府には、この「痛み」を拡大させるのではなく緩和する事が求められる。

参考文献等

※平成19年11月30日 読売新聞

※平成19年12月1日 毎日新聞

※「朝日キーワード2007」 朝日新聞社